

姫路海上保安部長公示第6-1号

港則法第39条第1項及び第45条の規定により、相生港において、次のとおり航泊を禁止するので、第39条第2項の規定により、公示する。

令和6年5月9日

姫路海上保安部長



相生港における航泊の禁止について

兵庫県相生市旭1丁目地先海域において花火大会が行われるため、下記により船舶の航泊を禁止（花火大会に従事する船舶、姫路海上保安部長が許可した船舶を除く。）する。

記

1 期間

令和6年5月25日（土）1930から2120まで

なお、雨天等により花火大会が行われない場合及び期間中に花火大会が中止となった場合は、航泊禁止を解除する。

2 区域

次のイ点からロ点に至る陸岸線及びロ点からホ点並びにホ点からイ点を結ぶ線で囲まれた海域

基点 相生港内、工和橋北側護岸と東側基部の交点

イ点 基点から 94度 560メートルの地点

ロ点 イ点から141度 480メートルの地点

ハ点 ロ点から205度 200メートルの地点

二点 ハ点から290度 120メートルの地点

ホ点 二点から320度 520メートルの地点

3 その他

(1) 航泊禁止区域を明示するため、別図のとおりイ点とホ点を結ぶ線上に標識灯（単閃黄光、毎4秒1閃光、光達距離2.7km）6基、ロ点とハ点を結ぶ線上に船舶進入防止用工作物を展張し、標識灯（単閃黄光、毎4秒1閃光、光達距離2.7km）5基が設置されている。

船舶進入防止用工作物の先端（ロ点側）には、25メートルの開口部が設けられている。

(2) 周辺海域には、警戒船7隻が配備されている。

(3) 1500頃から水路中央部付近に、花火打上げ台船3隻が係止されている。

(4) 本花火大会終了後、船舶進入防止用工作物・標識灯は撤去される。



基点 相生港内、工和橋北側護岸と東側基部の交点

イ点 基点から 94度 560 メートルの地点

口点 口点から 141度 480 メートルの地点

ハ点 ハ点から 205度 200 メートルの地点

ニ点 ニ点から 290度 120 メートルの地点

本点 本点から 320度 520 メートルの地点

※全て護岸上

凡例

船舶進入防止用工作物

標識灯(黄色4秒1閃光、光達距離2.7km)

警戒船

花火打上げ台船